



公告

次のとおり落札者を決定しました。
令和4年8月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
税務電算システム専用機器類 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部税務課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
令和4年7月15日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 NTT・TCリース株式会社長野支店
(2) 所在地 長野県長野市中御所1丁目16番18号
- 5 落札金額
1月当たり賃借額 ハードウェア 1,344,035円
ソフトウェア 2,157,309円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和4年5月30日

税務課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社ながの東急百貨店
長野市南千歳一丁目1番地1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ながの東急百貨店
長野市南千歳一丁目1番地1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ながの東急百貨店	小笠原 弘	長野市南千歳一丁目1番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ながの東急百貨店	平石 直哉	長野市南千歳一丁目1番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ながの東急百貨店	小笠原 弘	長野市南千歳一丁目1番地1
株式会社平安堂	高澤 曜宏	長野市南千歳一丁目15番地3
株式会社ツツキ	都築 宏一郎	千葉県柏市柏334番地2
甲信アルプスホーム株式会社	岡本 伸夫	松本市笹部一丁目3番6号
株式会社エヌ・ティ・コーポレーション	中島 祥雄	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ながの東急百貨店	平石 直哉	長野市南千歳一丁目1番地1
株式会社平安堂	高澤 曜宏	長野市南千歳一丁目15番地3
株式会社ツツキ	都築 宏一郎	千葉県柏市柏334番地2

4 変更した年月日

令和元年8月25日ほか

5 届出年月日

令和4年7月19日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年8月1日から令和4年12月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ西和田店

長野市西和田一丁目304番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三菱HCキャピタルプロパティ株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称の変更

(変更前) (仮称) ケーズデンキ西和田店

(変更後) ケーズデンキ西和田店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社	船橋 啓二	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社	西喜多 浩	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

4 変更した年月日

令和4年4月1日ほか

5 届出年月日

令和4年7月15日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年8月1日から令和4年12月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ながの東急百貨店

長野市南千歳一丁目1番地1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ながの東急百貨店

長野市南千歳一丁目1番地1

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数(台)
1	別添④-1 駐車場No 1平面図(変更前)	350
2	別添④-2 駐車場No 2平面図(変更前)	468
3	別添④-3 駐車場No 3平面図(変更前)	50
合計		868

(注) 1については別途従業員用30台を設置

(変更後)

	位置	収容台数(台)
1	別添④-1 駐車場No 1平面図(変更後)	350

2	別添④-2 駐車場 No 2 平面図 (変更後)	320
3	別添④-3 駐車場 No 3 平面図 (変更後)	120
4	別添④-4 駐車場 No 4 平面図 (変更後)	80
合計		870

(注) 1については別途従業員用20台を設置

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	3	5
出口	5	6
合計	8	11

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

令和5年3月20日

5 届出年月日

令和4年7月19日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年8月1日から令和4年12月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) デリシア上松店

長野市上松4丁目945-4 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155番地28

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,095平方メートル

(変更後) 1,522平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数(台)
別添③-1 建物配置図(変更前) 駐車場	88
合計	88

(変更後)

	位置	収容台数(台)
1	別添③-2建物配置図(変更後) 駐車場 No. 1	32
2	別添③-2建物配置図(変更後) 駐車場 No. 2	40
3	別添③-2建物配置図(変更後) 駐車場 No. 3	4
合計		76

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数(台)
	別添③-1建物配置図(変更前) 駐輪場	25
合計		25

(変更後)

	位置	収容台数(台)
1	別添③-2建物配置図(変更後) 駐輪場 No. 1	25
2	別添③-2建物配置図(変更後) 駐輪場 No. 2	11
合計		36

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

	位置	面積(m ²)
	別添③-1建物配置図(変更前) 荷さばき施設	100
合計		100

(変更後)

	位置	面積(m ²)
1	別添③-2建物配置図(変更後) 荷さばき施設 No. 1	50
2	別添③-2建物配置図(変更後) 荷さばき施設 No. 2	50
合計		100

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

	位置	容量(m ³)
1	別添③-1建物配置図(変更前) 廃棄物等保管施設 No. 1	12
2	別添③-1建物配置図(変更前) 廃棄物等保管施設 No. 2	13
合計		25

(変更後)

	位置	容量(m ³)
1	別添③-2建物配置図(変更後) 廃棄物等保管施設 No. 1	4
2	別添③-2建物配置図(変更後) 廃棄物等保管施設 No. 2	10
3	別添③-2建物配置図(変更後) 廃棄物等保管施設 No. 3	13
合計		27

(6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	1	7
出口	1	8
合計	2	15

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

利用可能時間帯
午前6時から午後9時まで

(変更後)

	利用可能時間帯
1	午前6時から午後9時まで
2	午前5時から午後6時まで

4 変更する年月日

令和5年3月20日

5 届出年月日

令和4年7月19日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年8月1日から令和4年12月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

伊那都市計画ごみ焼却場 伊那中央清掃センター

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び伊那市役所

都市・まちづくり課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

令和4年8月1日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 須藤 俊一

名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社東部設備	東御市和1631番地3	令和4年7月25日

水道事業課